

第 4 回 統計制度部会 議事概要

1 日 時 平成31年 2 月13日（水）10:00～10:45

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

【委 員】

北村 行伸（部会長）

【臨時委員】

縣 公一郎、石井 夏生利、藤原 静雄

【審議協力者】

総務省、統計研究研修所、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、東京都

【説 明 者】

総務省政策統括官室：大浦高度利用専門官

総務省統計局：高部調査企画課課長補佐

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：小森室長補佐

4 議 事

匿名データの作成・提供の早期化に向けた取組について

5 議事概要

冒頭、北村部会長から、匿名データの早期化に向けた取組に関する検討経緯等について説明が行われた。

続いて、総務省政策統括官室から資料 1 に基づき、匿名データの作成・提供の早期化に向けた取組について、事務局及び総務省統計局から資料 2 に基づき、統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議についての改正案について、それぞれ説明が行われた。

審議の結果、統計法第 35 条第 2 項の規定に基づく審議についての改正案については、原案のとおり了承され、北村部会長から次回の統計委員会に報告することとされた。

主な意見は以下のとおり。

- ・基幹統計調査の実施又は変更に係る諮問審議の際、必要に応じて匿名データの作成計画について確認を行うものとされているが、移行期として匿名データがまだ

作成されていない年次についてどのように取り扱うこととなるのか。また、委員長及び統計制度部会長が匿名化処理基準に準じて対応することが適当と認める場合には、審議の簡素化を図ることができるものとされているが、本来議論を行うことがふさわしい案件について、審議が形骸化されてはいけないと思うが、どのように考えれば良いのか。

→今後の運用については、委員長や統計制度部会長に相談しながら個別の事例等を蓄積していく必要があると考えている。

・提案の方向性については賛成。今回策定された匿名化処理基準に該当しない調査事項については、これに準じて匿名データを作成することとなるのか。

→匿名化処理基準に準じて対応可能なものは御指摘のとおりであるが、これまでに匿名データを作成していない統計調査の場合には、基本的に部会等において審議することが必要になるものと考えている。

・統計法施行規則の改正により、匿名データの提供範囲が官民データ活用推進基本法に基づく重点分野に係る統計の作成等に拡大されるが、具体的にどのような利用が見込まれているのか。

→官民データ活用推進基本計画において重点8分野が指定されており、必ずしも全体のニーズを把握しているものではないが、例えば、重点分野の一つである観光に関連した訪日外国人の消費動向等については、民間部門においても一定のニーズがあるものと考えている。

・これまで匿名データの作成に時間を要してきたが、匿名化処理基準の策定等により早期提供が可能になるものと考えている。また、統計研究研修所において、ノウハウの蓄積を図りつつ可能な範囲で各府省を支援するとともに、利用者ニーズの把握についても政策統括官室と協力しながら対応していきたい。

・利用者サイドには、多様な意見があるものと思われることから、恒常的に利用者の声を吸い上げる仕組みが必要ではないか。また、今後は統計研究研修所の役割が重要となってくるが、その機能を発揮するだけのサポートを行うことが必要ではないか。

→統計改革の一環として、EBPMの推進を図る観点から、ユーザーからの要望・提案を把握する仕組みが設けられており、また、総務省においても統計調査の報告者から意見・要望を把握する仕組みを設けているところであり、これらの仕組みも活用しながらユーザーニーズの把握に努めていきたい。

・匿名データについては、二次的利用全体の中でどう位置付けるのか考えていくことが重要ではないか。匿名データの提供早期化は必要であるが、今般の統計法改正により調査票情報の提供範囲が拡大されたことを踏まえると、調査票情報のオンライン利用を推進していくことが実証研究を行う利用者ニーズに対応したものではないか。

・調査票情報の二次的利用全体として平そくを合わせて進めていく必要があるものとする。匿名データの役割としては、調査票情報を利用する前の大まかな内容

や傾向の確認、学生が修士論文を作成するための利用などが想定される。

- 今後の課題として、調査票情報の二次的利用全体の方向性を示していくことが必要ではないか。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>